開会まるまる前に決定、発之紙
（まま紙綴労働組合）よりの提出
労働の申し入れあるものなお勤続
年数並に退職手当の増額
の外結局第七（約三箇年乃至五年）及
第の要求なしとの事なり第参の案件
後回しとなり次いで提出せられ